

和歌山市ひきこもり支援ステーション事業に係るプロポーザル実施要領

公表日 令和6年12月23日

1 業務概要

- (1) 名称：和歌山市ひきこもり支援ステーション事業
- (2) 目的：この事業は、多様化するひきこもり状態にある本人や家族等からの相談に電話、来所、訪問（アウトリーチ）等により応じて適切な支援を行うとともに、居場所づくりや地域における関係機関とのネットワーク構築等の拠点的役割を担うことを通じて、ひきこもり状態にある本人が自身の意思で今後の生き方や社会との関わり方を決める（自律する）ことを目的とする。
- (3) 業務内容：ひきこもり支援ステーション事業
 - ①相談支援事業
 - ②居場所づくり事業
 - ③連絡会議・ネットワークづくり事業
 - ④当事者・家族等への支援事業

※詳細は別紙「和歌山市ひきこもり支援ステーション事業委託業務仕様書（案）」参照。
- (4) 委託期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 見積限度額（予定価格）

6,983,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであること。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。
- (2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。
 - ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 所得税又は法人税
- (3) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 前号に掲げる期間において、本市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。
- (6) ひきこもり支援と同種・類似業務（相談業務）の実績があること。
- (7) ひきこもりの状態にある本人及び家族が抱える様々な事情に対して、専門的な観点から対応できるひきこもり支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を常勤1名以上配置すること。なお、コーディネーターの配置においては、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、公認心理士、臨床心理士等の資格を有する者、又は、これらの有資格者と同等の相談業務等を行うことができる者とする。
- (8) 本市内に事業実施施設があること。
- (9) その他、本市と十分に連携し、双方が業務上必要であると考える対応策について共創し、確実に実施することができること。

4 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書

イ 参加資格の(2)に示す確認資料

(ア) 本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が賦課徴収する市税がない者は、別添交付書類の「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書」を提出すること。

(イ) 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあつては納税証明書の様式その3の3を、個人にあつては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 会社概要

法人登記がある場合は履歴事項全部証明書（原本）、法人登記がない場合は会社概要等の資料

エ 財務状況

令和5年度に係る法人の財務状況に関する書類（貸借対照表、財産目録、事業報告書、損益計算書、その他の会計基準等に基づき作成したもの）等（原本証明必要）

オ 本事業と同種・類似業務（相談業務）の契約を履行した実績を有することを証する書類
履行実績調書に記載し、契約に係る契約書や仕様書等の写し等を提出すること。

カ 役員等調書及び照会承諾書

キ 委任状及び使用印鑑届出書

ク 契約に必要な従事者の資格等

(ア) 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、公認心理士、臨床心理士等を証するための書類（免許証等の写し）

(イ) (ア) と同等の相談業務等を行ったことを証するための書類（履歴書等）

(ウ) 直接雇用を証する添付書類（健康保険証の写しや勤務実績を示す帳簿等）

(2) 提出期限：令和7年1月14日（火）17時00分まで（必着）

(3) 提出場所：〒640-8137 和歌山市吹上5丁目2番15号

和歌山市 健康局 健康推進部 保健対策課

T e l : 0 7 3 - 4 8 8 - 5 1 1 7

F a x : 0 7 3 - 4 3 1 - 9 9 8 0

メールアドレス：hokentaisaku@city.wakayama.lg.jp（質問のみ受付）

(4) 提出方法：持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

5 プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。

送付予定日：令和7年1月17日（金）

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期限：令和7年1月27日（月）17時00分まで（必着）

(2) 質問方法：電子メールで保健対策課まで送付のこと。

(3) 質問先：4（3）に同じ。

(4) 回答方法：質問者に対して電子メールにて回答する。また質問の要旨および回答は本市ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、本要領を補足するものとする。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

企画提案書はA4版10ページ以内（表紙を含む）とし、次の事項の内容について必ず明記するほか、必要に応じて資料を添付すること。

①相談支援事業

②居場所づくり事業

③連絡会議・ネットワークづくり事業

④当事者・家族等への支援事業

⑤その他企画提案事項

イ 参考見積書（所定様式）

見積金額は税込で表記し、税込である旨を明記すること。

積算内訳には、各支出額の積算根拠を明示すること。

人件費については、「日額」と「勤務日数」が分かるよう標記し、社会保険料を考慮した積算とすること。

事業実施に適正な人員は3名程度と想定される。

必要時、内訳明細を示す資料を別添すること。

- (2) 提出期限：令和7年2月6日（木）17時00分まで（必着）
- (3) 提出場所：上記4（3）に同じ
- (4) 提出方法：持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受付けない。
- (5) 提出制限：企画提案書は、1提案者について1件を限度とする。
- (6) 提出部数：8部（担当課用2部、評価委員用6部）
※クリップ止めとし、1部は押印し、他は写しとする。

8 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

(1) 企画提案評価

参加資格の確認された（参加を表明した）者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、下記評価基準及び配点に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。ただし、提出された全ての提案が基準（評価点6割）を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。なお、評価点が高点となった場合は、提案内容評価の点数が最も高い受託候補者を選定する。

(2) 開催日時及び場所等

- ア 実施内容：企画提案説明に20分、質疑応答に40分とする。
- イ 開催日時：令和7年2月14日（金）（予定）
- ウ 開催場所：和歌山市保健所（詳細については、後日通知する。）
但し、正式な日時については、プロポーザル参加資格確認通知書にて通知する。

(3) 評価結果の通知

令和7年2月下旬頃に、評価結果をプロポーザル評価結果通知書により通知する。

9 評価基準及び配点

プロポーザルは次の評価基準に基づき評価する。

(1) 企画提案（組織・提案）の内容 70 / 150点

	評価項目	評価基準	配点
組織 評価	実施体制	オーダーメイド型の伴走型支援を展開できる体制か（人員等） 支援者が孤立することなく適切なサポートを受けられる体制か	5
	業務遂行 技術力	「ひきこもり」概念の広がり合わせた業務遂行に必要な知識・経験・ネットワークを持ち合わせているか	5
	業務実績	同種・類似業務（相談業務等）の受託実績はどのようなものか	5

提案 内容 評価	本業務の 理解度	本業務の趣旨・目的を理解し、支援の拠点的役割を担うことができるか 本市の現状を理解し、課題を的確に分析し、解決策を提案できるか ひきこもり状態にならざるを得なかった社会の側にある複合的な課題への関心や、広く社会に働きかけるソーシャルワークの視点を持っているか	15
	実施方法	本業務及び企画提案内容は適切か（具体性・計画性・妥当性等） 多様な支援の入口を意識した周知・広報を行うことができるか	15
	相談支援	オーダーメイド型の伴走型支援を展開することができるか ひきこもり者の自律を目指し、関係機関と多角的な支援を実施できるか	10
	居場所づくり	居場所の形態はどのようなものか ひきこもり者の多様な状況や背景、及び価値観への配慮が伺えるか	5
	連絡会議 ・ネット ワークづくり	関係機関とのネットワークを構築するための連絡会議等を企画・運営・開催することができるか 本市の重層的支援体制整備事業にも関与できるか	5
	当事者・ 家族等への 支援	当事者同士・家族同士が経験や悩みを共有し合い、不安な気持ちを解消できる場を設けることができるか 当事者・家族等への支援の具体案や頻度等はどのようなものか	5

(2) 企画提案（社会地域貢献・価格）の内容 55 / 150点

社会 地域 貢献 評価	事業所等 の有無	本市内に本社・事業所を有しているか	5
	障害者雇 用への取 組み	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を達成しているか (法定雇用率の対象事業主であるか)	5
価格の妥当性 提案価格評価		各業務に係る費用の妥当性 参考見積額の評価 $\text{価格点} = \text{配点} \times \left\{ 1 - \frac{(\text{提案者の参考見積額} - \text{最低見積額})}{\text{見積限度額}} \right\}$	45

(3) プレゼンテーション等の内容 25 / 150点

プレゼンテーションの内容	取組み姿勢	「ひきこもり」概念の広がり合わせた業務遂行への意欲を感じることができるか	5
	構成力	発表資料の情報量は適切か	5
	説得力	提案内容は具体的で実現の可能性があるか	5
	的確性	質問等に対する回答は的確であるか	5
	協調性	本市と十分連携し、双方向から協力して業務を進めることができるか	5

1.0 日程

公表	令和6年12月23日(月)
参加資格確認申請書受付	令和7年1月14日(火) 17時00分まで
参加資格確認通知書送付	令和7年1月17日(金) (予定)
質問受付	令和7年1月27日(月) 17時00分まで
企画提案書提出	令和7年2月6日(木) 17時00分まで
企画提案評価	令和7年2月14日(金) (予定)
結果通知	令和7年2月下旬頃
契約締結	令和7年3月中

1.1 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書や参考見積書が作成形式及び記載上の留意事項、実施要領に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (7) 参考見積書の金額が、見積限度額(予定価格)を超過したもの又は人件費が最低賃金を下回るなど不適正な見積額であるもの

1.2 契約に関する事項

- (1) 前払い制度
適用しない。
- (2) 部分払い制度
適用しない。

(3) 契約保証金

契約金額の10分の1に相当する額以上の額が必要である。ただし、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）第34条に該当する場合は不納付とする場合がある。

(4) 契約書作成の要否

必要である。

1.3 その他留意事項

(1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類は返却しない。なお、選定された企画提案書等については、市民等への説明（公表）において必要があるときは、本市は同意なく無償で使用、抜粋又は複製することができるものとする。

(4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。

(5) 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定する。

(6) 選定結果について、異議申立ては一切受け付けない。

(7) プロポーザルの実施結果については、受託候補者名、受託候補者の見積提示額、事業者ごとの評価結果及び選定された企画提案書等を原則として公表する。提案者にあっては公表することを前提とした事業者選定であることに同意の上申請を行うものとする。

(8) 受託候補者特定後、受託候補者と本市との協議により、仕様書の内容に変更が生じる場合がありうる。

(9) 業務の遂行に当たっては、適時実務担当者が来庁し、本市と緊密に協議し、可能な限り柔軟に対応するものとする。

(10) その他、受託候補者特定後、委託期間前における引継ぎ業務に係る費用については、事業者の負担とする。

(11) 本事業の取組状況や成果については、本市のホームページや広報誌等で公表される場合がある。

(12) 本市は、この要領に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて共同発行事業者と協議のうえ定める。